

○生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

(1) 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)新旧対照表(第2条関係)

現行			改正案		
(補助執行) 第17条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、生駒市コミュニティセンターの定例的な管理(使用の許可を含む。)及び運営に関する事務を <u>男女共同参画プラザ</u> の職員に補助執行させるものとする。			(補助執行) 第17条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、生駒市コミュニティセンターの定例的な管理(使用の許可を含む。)及び運営に関する事務を <u>ダイバーシティ推進プラザ</u> の職員に補助執行させるものとする。		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
1 教育部			1 教育部		
課名	係名	事務分掌	課名	係名	事務分掌
教育総務課	庶務係	略	教育総務課	庶務係	略
	学務係	略		学務係	略
学校給食センター	給食係	略	学校給食センター	給食係	略
教育指導課	指導係	(1) 学校教育の研究、指導及び助言に関すること。 (2) 学校経営の管理、指導及び助言に関すること。 (3) 教育課程、学校指導及び生徒指導に関すること。 (4) 就学指導に関すること。 (5) <u>就学指導委員会</u> に関すること。 (6) 青少年相談に関すること。 (7) 教育相談に関すること。 (8) 学校教育に係る人権教育の推進に関すること。 (9) いじめ問題対策連絡協議会に関すること。 (10) いじめ防止等対策審議会に関すること。 (11) 教科用図書、教具等の選定採決	教育指導課	指導係	(1) 学校教育の研究、指導及び助言に関すること。 (2) 学校経営の管理、指導及び助言に関すること。 (3) 教育課程、学校指導及び生徒指導に関すること。 (4) 就学指導に関すること。 (5) <u>教育支援委員会</u> に関すること。 (6) 青少年相談に関すること。 (7) 教育相談に関すること。 (8) 学校教育に係る人権教育の推進に関すること。 (9) いじめ問題対策連絡協議会に関すること。 (10) いじめ防止等対策審議会に関すること。 (11) 教科用図書、教具等の選定採決

		<p>に関すること。</p> <p>(12) 教育研究資料の編集等に関する こと。</p> <p>(13) 教職員の研修に関する こと。</p> <p>(14) 公立学校職員共済組合に関する こと。</p> <p>(15) 放課後こども教室に関する こと。</p> <p>(16) その他学校教育指導に関する こと。</p> <p>(17) 課の庶務に関する こと。</p>			<p>に関すること。</p> <p>(12) 教育研究資料の編集等に関する こと。</p> <p>(13) 教職員の研修に関する こと。</p> <p>(14) 公立学校職員共済組合に関する こと。</p> <p>(15) 放課後こども教室に関する こと。</p> <p>(16) その他学校教育指導に関する こと。</p> <p>(17) 課の庶務に関する こと。</p>
教育政策室	教育政策係	<p>(1) 教育委員会に係る事務の管理及 び執行の状況の点検及び評価並び にその公表に関する こと。</p> <p>(2) <u>学校教育改革</u>の推進に係る企画、 調整及び運営に関する こと。</p> <p>(3) 生駒市教育委員会に対する補助 執行規則第2条に掲げる事務のう ち、次に掲げるもの ア 教育、学術及び文化の振興に関 する総合的な施策の大綱に関する こと。 イ 総合教育会議に関する こと。</p>	教育政策室	教育政策係	<p>(1) 教育委員会に係る事務の管理及 び執行の状況の点検及び評価並び にその公表に関する こと。</p> <p>(2) <u>教育改革</u>の推進に係る企画、調整 及び運営に関する こと。</p> <p>(3) 生駒市教育委員会に対する補助 執行規則第2条に掲げる事務のう ち、次に掲げるもの ア 教育、学術及び文化の振興に関 する総合的な施策の大綱に関する こと。 イ 総合教育会議に関する こと。</p>
幼保こども園課	保育幼稚園係	略	幼保こども園課	保育幼稚園係	略
	こども園準備室	施設整備係	こども園準備室	施設整備係	略
児童総務課	庶務給付係	略	児童総務課	庶務給付係	略
	学童係	略		学童係	略

(2) 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
(男女共同参画プラザ所長)の専決事項)	(ダイバーシティ推進プラザ所長)の専決事項)

第15条 男女共同参画プラザの職員に補助執行させる生駒市コミュニティセンターの管理に関する事務に関して男女共同参画プラザ所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 生駒市コミュニティセンターの使用許可に関すること。
- (2) 生駒市コミュニティセンターの休館日及び使用時間の変更に関すること。
- (3) 生駒市コミュニティセンターの入館の制限に関すること。

第15条 ダイバーシティ推進プラザの職員に補助執行させる生駒市コミュニティセンターの管理に関する事務に関してダイバーシティ推進プラザ所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 生駒市コミュニティセンターの使用許可に関すること。
- (2) 生駒市コミュニティセンターの休館日及び使用時間の変更に関すること。
- (3) 生駒市コミュニティセンターの入館の制限に関すること。